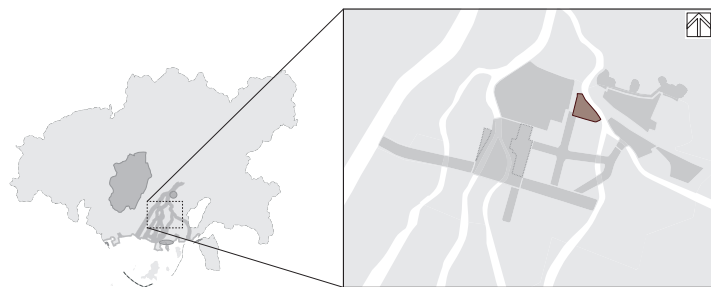
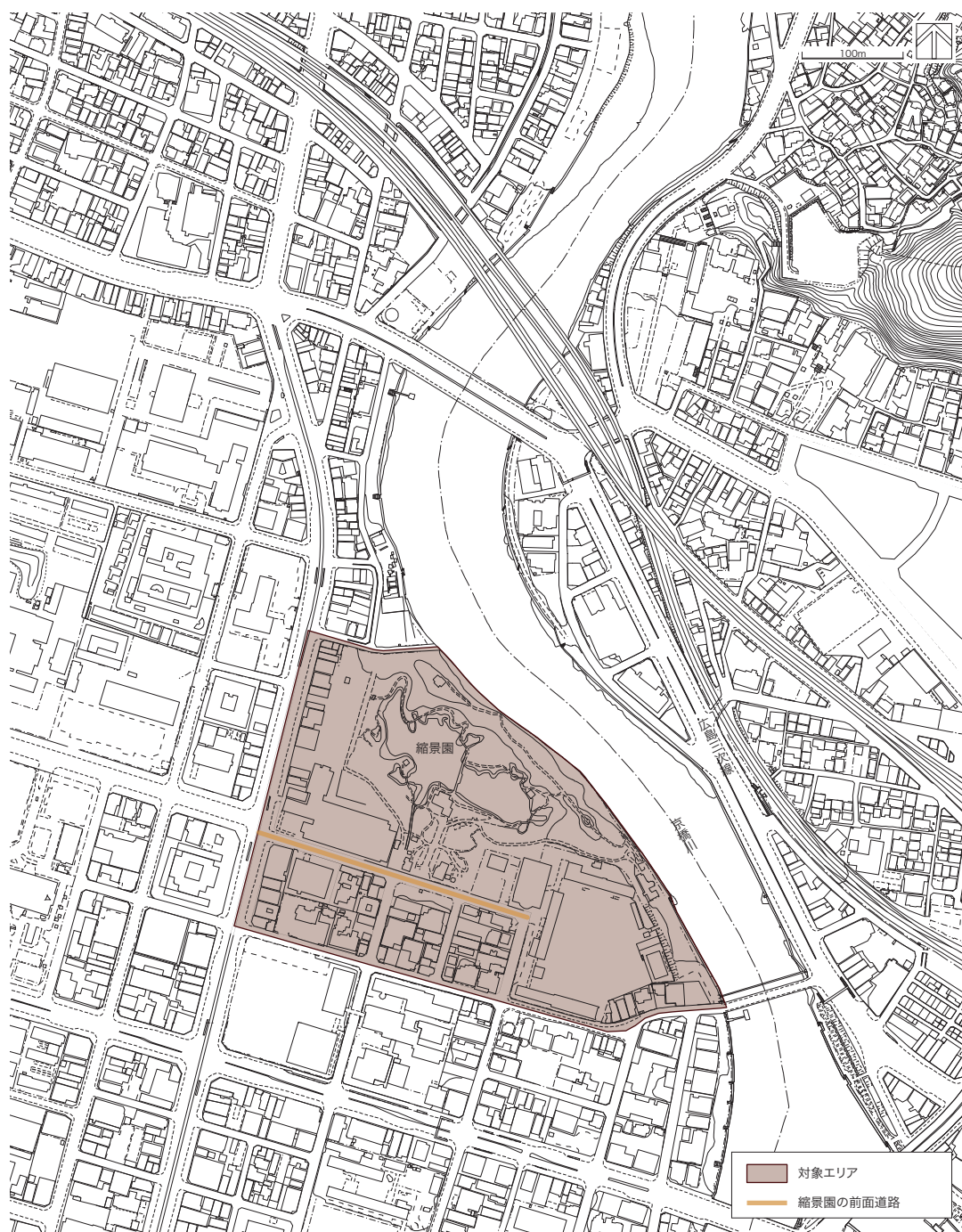


③ 縮景園周辺地区



1 対象エリア

縮景園とこれに隣接する民・公有地、これらの周辺道路、その周辺道路の南に接する一街区を基本に、以下のとおりとします。



縮景園周辺地区の位置図

2 景観形成の方針

縮景園は、元和(げんな)6年(1620年)に広島藩主浅野家の別邸の庭園として作庭され、昭和15年7月に国の名勝に指定された、本市を代表する由緒ある庭園です。

この縮景園は、日ごろの適切な維持管理により修景の保全が図られるとともに、*都心にありながら落ち着きのある静寂なたたずまいが保持されており、近世の歴史と文化を今に伝える貴重な財産として、園内の視点場からの眺望に配慮するなど、歴史的・文化的なたたずまいと調和した景観づくりを進める必要があります。

景 観 形 成 の 方 針

縮景園のたたずまいと調和した良好な景観を形成します。

ア 縮景園からの眺望に配慮します。

イ 外壁等の色彩については、縮景園のたたずまいと調和したものとし、高明度、低彩度色を基調としたものとします。

ウ 歩行者空間に面する建築物等の低層階は、ヒューマンスケール、素材、色彩などに配慮するとともに、歩行者空間と一体となるようデザインを工夫し、地区の雰囲気演出に努めます。

エ 景観に潤いを与えるため、敷地内緑化を進め、建築物等においては屋上緑化や壁面緑化に努めます。

3 届出対象行為

以下の行為について、届出が必要になります。

届出対象行為	種 類	規 模
建築物の建築等	新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(外壁面、屋根面又は舗装面その他屋外に面する部分の一の面又は屋根面について、色彩の変更に係る部分(陸屋根の防水措置に係る部分を除く。)の面積が2分の1を超えるもの)	規模にかかわらず全て
工作物1〈表1〉の建設等		
工作物2〈表2〉の建設等		〈表2〉のとおり

注：工作物にあっては、屋外に設置するものに限る。

〈表1〉

工作物1
煙突
鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(旗ざお並びに架空電線路用並びに電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く。)
電波塔、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
高架水槽、物見塔その他これらに類するもの
乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの(一般交通の用に供するものを除く。)
ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
観覧車、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
アスファルト、コンクリートなどの製造施設その他これらに類するもの
サイロ、ガスタンクなどの貯蔵施設その他これらに類するもの
粉碎施設、汚物処理場、ごみ焼却場などの処理施設その他これらに類するもの
彫像及び記念碑
太陽光発電装置

〈表2〉

工作物2
携帯電話等基地局アンテナ(規模にかかわらず全て)
駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場及びこれに類する駐輪場(時間貸し駐車場等)(規模にかかわらず全て)
機械式自動車車庫(地上段数が2以上のものに限る。)
擁壁(高さ2メートルを超えるものに限る。)であって道路に接して設けるもの
塀及び柵(高さ1.5メートルを超えるものに限る。)であって道路に接して設けるもの
日よけ、雨よけその他これらに類するもの(規模にかかわらず全て)
自動販売機(縮景園の前面道路に面する部分 ^{※1} に設置するもの全て)

※1 縮景園の前面道路に面する部分：縮景園の前面道路から25メートル以内の範囲とする。以下この地区において同じ。

4 形態意匠の基準

アンダーラインは、地区ごとに異なる部分です。

対象物及び項目			形態意匠の基準（景観法第8条第4項第2号イ）		
建築物	形態の基準	配置 低層階 緑化	配置、低層階	快適な歩行者空間を演出するため、オープンスペースの確保に努め、壁面デザインを工夫する。	
			敷地内緑化	敷地内緑化をはじめ、屋上や壁面の緑化に努める。	
			駐車場、駐輪場、 ゴミ置き場等	できるだけ通りから見えない位置に設置するとともに、目隠しや緑化などにより修景する。また、舗装面は周辺景観との調和を図る。	
			塀、柵	周辺景観との調和を図る。	
	形状 材質 付帯設備		外観	縮景園、河川及び対岸 ^{*1} からの見え方に十分配慮した配置、形態、意匠とし、周辺の街並みとの調和を図る。	
			壁面分節化	大規模壁面は、その圧迫感を軽減するため、壁面の分節化を図る。	
			塔屋、屋上設備	*スカイラインの連続性に配慮し、塔屋や屋上設備は、その突出部分を最小限とし、建築物の主体部分と一体のデザインとする。	
			屋外階段	できるだけ縮景園、河川及び対岸から直接見えない位置に設置するとともに、目立たない工夫をする。	
			仕上げ材質	壁面等の仕上げ材は、耐久性があり、汚れにくく、変色しにくいものとする。	
			室外機、 壁面設備	室外機は原則床置きとして、縮景園、河川及び対岸から見えない位置に設置し、 <u>地区内の通り</u> からもできるだけ見えないよう工夫する。また、壁面設備も目立たない工夫をする。	
			バルコニーの 洗濯物	縮景園、河川及び対岸から、原則洗濯物等が見えないようにする。また、 <u>それ以外の場所</u> からも、できるだけ見えないよう工夫する。	
			* ガラス面の広告	縮景園、河川及び対岸から見える位置には、周辺との調和を図り、外壁のガラス面の内側に公衆に向けた広告物を表示しないことを基本とする。それ以外の位置についても、原則、表示しないこととし、やむを得ず表示する場合は、沿道の街並みや建築物と調和するようデザインを工夫する。	
			テレビアンテナ等	できるだけ縮景園、河川及び対岸から見えない位置で、景観上影響の少ない位置に設置する。	
	色彩の基準		基本	高明度、低彩度色を基調とした色彩を採用し、縮景園のたたずまいと調和の図られたものとする。 なお、石材、木材等の素材感のある自然材料は、色彩の基準を適用しない。また、ガラス、金属板、太陽光発電用発電パネル等でマンセル表色系により色彩が表示できない場合については、高彩度色と認識されるものは使用しない。	
			外壁	基調色 ^{※2}	基調色は、次の範囲から用いるものとする。 ただし、その色彩は周辺建築物や建築物全体の形態意匠と調和するように努める。 0R～5Yの色相：明度8超の場合、彩度2以下 0R～5Yの色相：明度4以上8以下の場合、彩度4以下 上記以外の色相：明度4以上、彩度1以下
				補助色 ^{※3}	補助色は、次の範囲から用いるものとする。 ただし、その色彩は基調色等との調和に配慮するとともに、できるだけ低層階で用いるように努める。 0R～5Yの色相：彩度6以下 上記以外の色相：彩度2以下
				強調色 ^{※4}	強調色を用いる場合は、その表現が過剰にならないよう配慮し、高さ10メートル以下の位置で用いるものとする。

建築物	色彩の基準		屋根色 ^{※5}	屋根色は、次の範囲から用いるものとする。 ただし、その色彩は、周囲の街並みや外壁等の色彩と調和するように努める。 0R～5Yの色相：明度6以下、彩度4以下 上記以外の色相：明度6以下、彩度1以下
	その他		工事現場の仮囲い	工事現場の仮囲いは、周辺景観との調和を図るとともに、必要に応じてデザインの工夫に努める。
工作物1・2	形態の基準	配置形状	共通	工作物の外観は、縮景園、河川及び対岸からの見え方に十分配慮した配置、形態、意匠とし、周辺の街並みとの調和を図る。
			携帯電話等 基地局アンテナ	できるだけ縮景園、河川及び対岸から見えない位置に設置するとともに、外壁又は屋根と同色で着色するなど目立たないように工夫する。
			時間貸し駐車場等	舗装面や機器類などは、周辺景観との調和を図る。
			機械式自動車車庫	できるだけ通りから見えない位置に設置するとともに、目隠しや緑化などにより修景する。
			擁壁	擁壁の形態を周辺の地形に合わせるなど、周りの景観に溶け込むような工夫や修景を行うことによって、周辺景観との調和を図る。
			塀、柵	周辺景観との調和を図る。
	色彩の基準		工作物 (日よけ、雨よけ等及び自動販売機を除く。)	建築物の色彩の基準を準用する。 ただし、柵や柱などの線的要素で構成される工作物については、上記の彩度範囲において、 <u>明度4未満</u> の色彩も使用できるものとする。
			日よけ、雨よけ等	地色 ^{※6} の色彩は、 <u>落ち着いた色彩</u> とし、次の範囲から用いるものとする。 また、複数のテントや幕を設置する場合は、できるだけ色相や色調をそろえる。 0R～5Yの色相：彩度8以下 上記以外の色相：彩度6以下
			自動販売機	自動販売機の外観は、次の色彩を基本とし、 <u>落ち着いたもの</u> とする。 また、複数の販売機を設置する場合は、できるだけ色相や色調をそろえる。 <u>5Y7.5/1.5、N9または0R～5Yの色相：明度4以下、彩度4以下</u> ただし、 <u>木製の囲い等により周囲と調和するように修景を行った場合はこの限りでない。</u>
	その他		工事現場の仮囲い	工事現場の仮囲いは、周辺景観との調和を図るとともに、必要に応じてデザインの工夫に努める。

※1 河川及び対岸：リバーフロント・シーフロント地区のエリアと重複する場所での建築行為等に限る。

※2 基調色：建築物等の外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/5以上に用いる色彩。

※3 補助色：建築物等の外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/5未満で用いる色彩。

※4 強調色：建築物等の外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/20未満で用いる色彩。ただし、補助色と強調色の和は、最大で外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/5未満とする。

※5 屋根色：屋根面に用いる色彩。ただし、陸屋根にあつては防水措置に係る部分を除く。

※6 地 色：日よけ、雨よけ等の1/3以上に用いる色彩。

注：一義的には基準に不適合のものであっても、景観審議会での審議などを経て、景観上の配慮や公益的な空間づくりがなされ、街並みの形成上支障がないと思われるものについては、特例的に基準外の色を使用できる場合があります。

縮景園周辺地区 の使用可能色の範囲

〈解説〉

1 基調色

縮景園の落ち着いた雰囲気と調和の図られた景観を形成するため、暖かく落ち着いた印象をもつ暖色系色相(0R～5Y)の低彩度色を基本とします。寒色系色相(0R～5Y以外)を用いる場合は、色相による制限は行いませんが、概ね暖色系色相でまとまっている現況の景観を損なわないよう、さらに落ち着いた低彩度に抑えることとします。

また、暗い(明度が低い)色彩は周辺に威圧感を与えることから基調色として用いることを制限します。

さらに、明度が8を超え、一定の彩度を持つパステル調の色彩については、退色や汚れの影響を受けやすく、現況の街並みにおいてもほとんど用いられていないことから、基調色として用いることを制限します。

2 補助色

縮景園との調和に配慮しながらも、多様なデザインが行えるよう、色彩の使用可能範囲を拡げています。

3 強調色

使用可能色の範囲は定めませんが、中遠景の品格と近景でのにぎわいに配慮し、高さ10メートル以下で用いることとします。

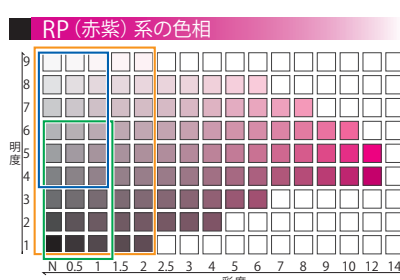
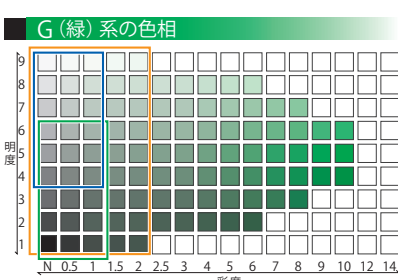
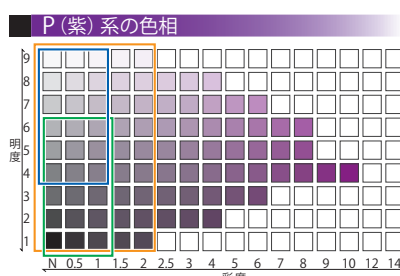
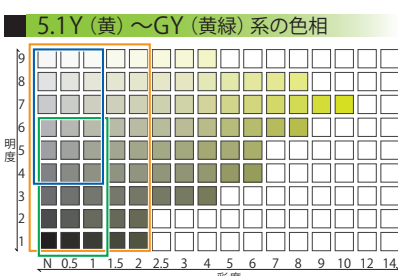
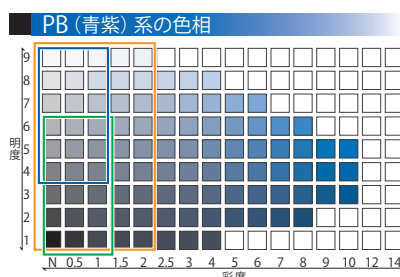
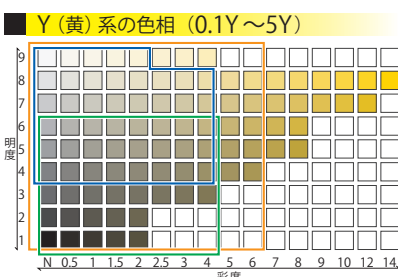
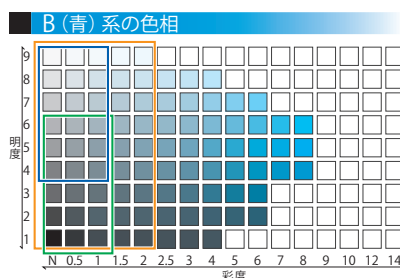
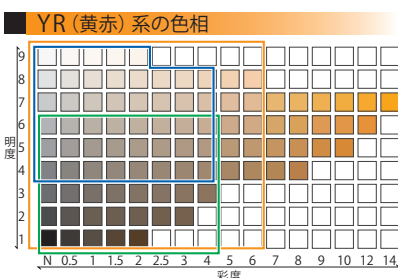
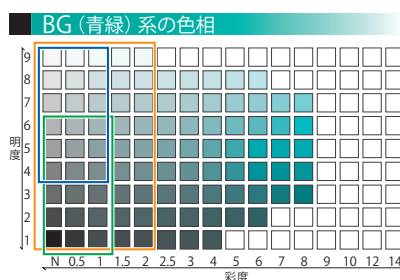
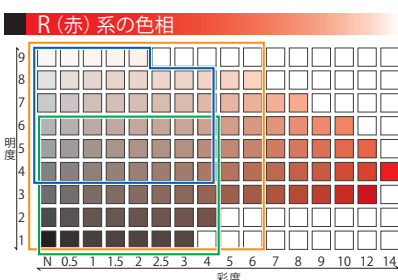
4 屋根色

縮景園との調和の図られた景観の形成に配慮し、彩度を抑えたものとします。

ただし、建築物の外観上の全体的なバランスに配慮し、明るい(明度が高い)色彩を制限します。

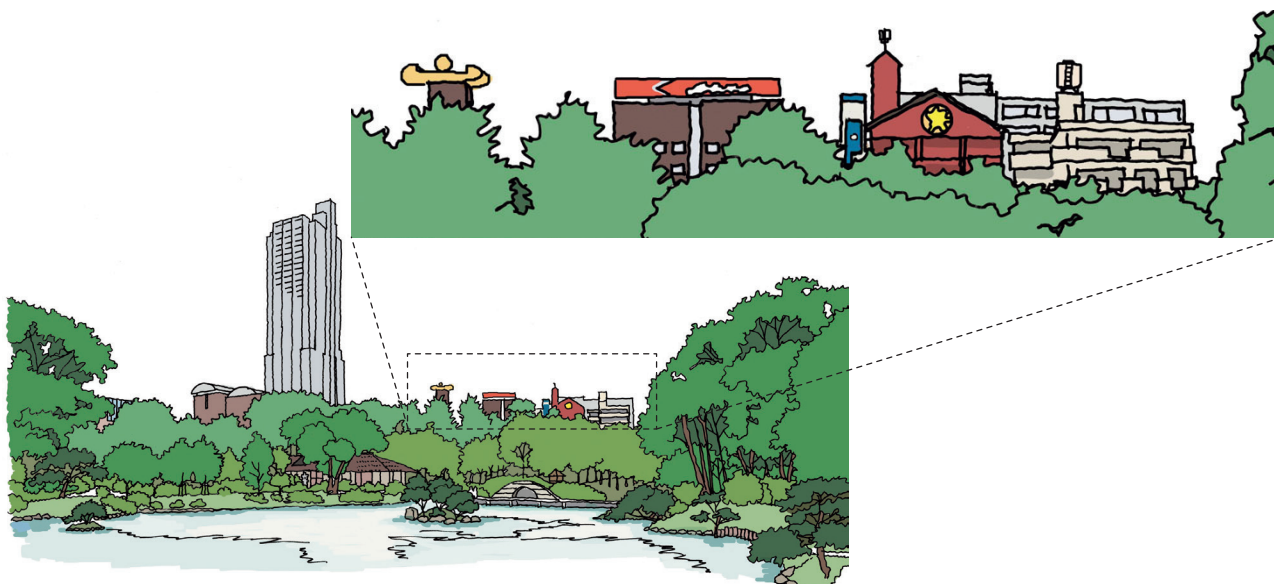
基準の適用部位		色相	明度	彩度	凡例(使用可能範囲)
建築物の外壁 工作物※の外観	基調色	0R～5Y	8超	2以下	
			4以上8以下	4以下	
		上記以外	4以上	1以下	
	補助色	0R～5Y	—	6以下	
		上記以外		2以下	
	強調色	高さ10メートル以下の部分で用いる			
建築物の屋根	屋根色	0R～5Y	6以下	4以下	
		上記以外		1以下	

※ 日よけ、雨よけ等及び自動販売機を除く



形態意匠の基準による規制・誘導がない場合のイメージ

このスケッチは、景観計画の運用後、建築物の形態意匠の基準や屋外広告物の基本方針に基づき改善されるイメージを示したもので、この地区の将来的な理想像を示すものではありません。また、あくまでイメージであり、電線類など実際とは異なります。



形態意匠の基準による規制・誘導イメージ

屋上広告物設置の制限とシンプルな広告物への誘導

携帯電話等基地局アンテナの目立たない工夫

外観の周辺街並みとの調和

壁面利用広告物の縮小

屋上設備に対する景観上の配慮

